

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第三小学校

校長名 大宝院清孝 公印

令和5年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法、教育基本法の理念、学習指導要領の趣旨及び八王子市教育目標「あふれる元気・かがやく心・仲間とともに・はばたけ未来へ」を基調とし、児童が互いにかけてあがない人間として尊重し合い、集団、自然、文化、伝統に積極的に関わり、心を磨き、知を輝かせ、心身を鍛える教育を推進する。令和5年度は東京都人権尊重教育推進校の発表会を行うことも踏まえ、次の◎を重点項目とする。

- ◎やさしく (やさしい心もち、自分も人も大切にす児童)
- かしこく (すすんで学び考えながら、協働して課題に取り組む児童)
- たくましく (自分から心や体を鍛え、前向きに行動する児童)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

平成30年度より地域運営学校となり、より一層「社会に開かれた教育課程」を意識した教育活動を進める中で、品格と教養を備え、地域・社会に貢献できる壮健な人間を、義務教育9年間を視野に入れて育成する。そのために、教育の質、教職員の資質向上に努め、教育活動の成果を基盤にし、教職員が協働し学び合う学校づくりを進める。

ア あらゆる偏見や差別を見逃さず、友だちを認め支え合える関係を築ける集団づくりを基盤に人権教育を推進する。

- ①東京都教育委員会人権尊重教育推進校として「自分も人も大切にす」児童の育成をめざし、伝え合う力や児童の自尊感情を高め、他者を尊重する態度を養う。また、高学年を中心に人権課題についての認識と理解を深める。
- ②全教育活動を通してあいさつや清掃、言葉遣いの指導、規範意識の醸成等、道徳教育を推進し児童の道徳性を養う。
- ③自分と社会との関わりに気付き、自らの生き方を考える基礎となる力や将来への夢をもてるようにする。

イ すすんで学び考えながら、協働して課題に取り組む児童の育成に向けて、児童の学習に対する関心・意欲を高め、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図る。

- ①市の学力調査や校内学力測定等を基に児童の基礎的・基本的な知識及び技能の状況を把握し、授業改善に組織的に取り組む。
- ②個に応じた指導、家庭学習の充実により、特に読み・書き・計算に関する知識及び技能の定着を図る。
- ③各教科等において言語活動を重視したり、積極的に学習用端末を活用した授業実践を行ったりするとともに、主体的・対話的で深い学びを推進して基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図り、思考力、判断力、表現力等を育成する。

ウ 自らの心と体を鍛え、前向きに行動する児童を育成するために、体力向上に向けた取組を推進する。

- ①体力調査の結果から児童の実態、課題を把握し、その改善と更なる向上に向けて体育、集会活動、休み時間を活用した体力づくりに日常的に取り組むとともに、目標 に向かって努力する心を育てる。

エ 社会に開かれた教育課程、特色ある学校の実現に向け、校種間連携により次の3点を推進する。

- ①三小学び支援ネットワークの一層の充実を図り、保護者・地域の教育力を活かした教育活動を推進する。
- ②保・幼・小連携担当を中心に就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向け、保育園、幼稚園との連携を進める。
- ③第六中学校グループでの義務教育9年間で切れ目なくつなぐ教育活動としていくため、9年間で育てたい児童・生徒像を「自分たちの力で考え、正しい方向に進んでいくことのできる力を獲得した児童・生徒」とし、小学校、中学校で9年間の系統的な指導を推進する。

オ 安心・安全な学校の実現に向け、保護者・地域と学校の情報を共有し、いじめや不登校などの対応に万全を尽くす。

- ①児童の心の健康を保ち、いじめや不登校を防止するため、学校いじめ対策委員会や生活指導部会で情報を共有し、教職員が高い意識で未然防止、早期発見、早期対応を図る。
- ②一人ひとりのニーズに応じた支援を、保護者やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の関係諸機関と連携を図り、校内委員会で検討・協議するなど組織的な取組として行う。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ①各教科等の授業において1人1台学習用端末を積極的に活用し、ドリル型学習コンテンツによる個別最適な学びを効果的に進める。また、教材の視覚化や共有化などのICT活用の特性を活かして、協働的な学びの実現に向けた授業改善を図る。
- ②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるために、毎時間の課題提示と振り返り、話し合い活動とノート指導に重点をおき、自分の考えを3行以上の文章で表現する力を身に付けさせ、思考力、判断力、表現力等を育てる。
- ③八王子市学力定着度調査を基に、誰一人取り残すことなく、すべての児童が習得目標問題を解けるよう八王子ベーシックドリルやドリル型学習コンテンツを活用して繰り返し学習させたり、「短い時間を活用した教科等指導」を行ったりして、学力を身に付けさせる。
- ④社会科や理科を中心に児童の興味や関心を活かし、地域の人や施設、文化財、自然等を活かした体験的な活動、自然や科学に関する観察・実験活動、図書館やインターネットを利用した活動を通して問題解決能力を養う。
- ⑤外国語指導補助手（ALT）の先生や学習コンテンツを活用し、基本的な英語の表現に慣れ親しめるとともに、外国語を通して、言語や文化に対する理解を深め、外国語で積極的にコミュニケーションを取ろうとする態度を養う。

イ 総合的な学習の時間

- ①地域のお店調べ、地域にまつわる昔話や建造物調べ、地域安全マップづくり、三小出身の肥沼信次先生を調べる学習等、身近な郷土学習や日本遺産等についての学習を通して、地域への誇りと愛情を深め、地域を大切にしようとする児童を育成する。
- ②各教科等で身につけた学び方を活かして、児童の主体的な学びを重視し、収集した情報を図やグラフ、説明的文章にまとめる活動を通して思考力、判断力、表現力等を育てるとともに、自己の生き方を考えることができる児童を育成する。
- ③第4学年から人権課題について追究し、第6学年では人権メッセージとして自分の考えをまとめ、発表させることで、偏見や差別をなくし、よりよく生きようとする人権尊重の精神を育てる。

ウ 特別活動

- ①各教科等で学んだことを生活に活かせるよう、また集団内に支持的風土をつくっていくため、セルフコントロール、自己認知、コミュニケーション等の社会的スキルを身に付けさせるとともに、自己肯定感や自己有用感を高める。
- ②学校行事や児童会、クラブ、縦割り班活動等で集団の一員としての自覚を高め、自主的に取り組む態度や社会性を育てる。
- ③学級での話し合いや係、委員会での活動を通して、児童の学校生活に関わる諸問題を見付け、自主的に解決するための技能や方法を身に付けられるようにする。その一つとして、12月に「人権週間」を設け、いじめ等の問題に主体的に取り組ませる。
- ④より充実した移動教室とするため、探究的な学習や環境教育を実施し、調査、見学・観察を通じて主体的に学び・考え・判断する能力を養う。宿泊行事のきまりについても児童の意見を聞き、議論を通して決定できるような活動を大切にしていく。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ①「人権教育プログラム」を活用した授業を実践することを通して、人権尊重の理念やさまざまな人権課題にかかわる偏見や差別意識の解消を図り、年間指導計画の別葉を活用して全教育活動を通じて人権に関する知的理解や人権感覚を高めるとともに、考え・議論する道徳の実践を通して、児童の人格形成に必要な道徳的価値を深める授業を行う。
- ②「親切、思いやり」「感謝」「規則の尊重」「公正、公平、社会正義」「よりよい学校生活、集団生活の充実」を重点に、集団内の人間関係を整え、児童の自己肯定感や道徳的な判断力を育むとともに、家庭や青少年育成会、子ども会等各種団体と連携し、児童の健全育成を図る。
- ③情報モラル向上のため、SNSによるトラブルやいじめを題材とした道徳授業地区公開講座を行う。

(3) キャリア教育

- ①「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、毎学期の活動や行事の振り返りを行うことで、児童に自らの進歩、成長を実感させるとともに、中学校進学や将来にわたる前向きな気持ちをもてるようにする。

(4) 特別支援教育

- ①スクールカウンセラーを含む特別支援教育委員会を中心に教育相談体制を充実させ、保護者や関係機関との連携のもと、児童一人ひとりの教育的ニーズに即した特別支援教育を行う。また、校内研修及び保護者対象講演会を実施し特別支援教育への理解を促進する。
- ②特別支援教育夕会を毎週行い、各学年の対象児童の情報共有と組織対応を円滑にするとともに、3名のコーディネーター体制で個別指導計画と学校生活支援シートを作成し、有効活用を推進する。
- ③八王子特別支援学校との副籍交流を特別支援コーディネーターが窓口となって、当該学年及び学級で計画をしたり、間接交流として学校だよりの交換を行ったりするなど、充実を図る。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ①一人ひとりの児童の個性や能力を伸ばすために、児童理解に徹し、児童が将来への希望をもち、充実した生活が送れるよう指導助言していくために、教育相談機能の充実を図る。
- ②安全指導、セーフティ教室(情報モラル教育)、薬物乱用防止教室や避難訓練等を計画的に実施し、安全教育の充実を図る。
- ③「自分の命は自分で守る」を防災教育の基本とし、児童が日常生活で自ら判断し行動できるようにする。

イ いじめ防止等の取組

- ①「八王子市いのちの大切さを共に考える日」には、全学年学級活動の時間で命に関する授業を7月に実施する。
- ②「三小いじめ防止基本方針」に基づく指導やいじめの早期発見・早期対応に向け、児童アンケートを年3回実施し、気になる児童の聞き取りを行ったり、Q-Uアンケートを活用したりして、生活指導部と学校いじめ対策委員会が組織的対応を行うことで、相談できる大人がいない児童をなくしていく。
- ③毎週確保するいじめ対応のための時間は、学校いじめ対策委員会を確実にに行い、いじめの防止や早期発見、そして確実な解決のための組織的対応の時間とする。
- ④SOSの出し方に関する指導については、年間1時間設定し全学年で実施していくとともに、休み時間に開催しているボランティアの「こっこや」や毎日の放課後子ども教室の方など、家庭・学校・地域が一体となって子どもたちを見守っていく体制を整えていく。
- ⑤SNSによるネットトラブルの未然防止のために、SNS学校ルールと家庭ルールを作成するとともに、保護者会でSNSに関するDVDを視聴して、児童への指導とともに保護者への啓発を図っていく。

ウ 不登校児童への支援等

- ①不登校対策については、個票システムを活用し生活指導部で対応を検討する。また、保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど関係機関と連携して社会的自立に向けた支援ニーズを的確に把握したうえで、迅速かつ継続的に支援を行い、児童に関わる問題の早期対応にあたる。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組【第六中学校グループ(第六中学校・第三小学校)】

- ①グループ内の児童・生徒が合同で活動する場として小学校第4学年と中学校第2学年による小中合同の職場体験報告会や、第6学年が中学校へ行って実践する部活動体験などを行う。
- ②小中一貫教育の日として、1学期は「小学校第6学年が受ける中学体験授業」、2学期は「小学校授業の参観」、3学期は「生徒会役員による中学校の紹介」を行う。合わせて小中の合同研修として、小中合同分科会を行う。
- ③小中学力向上分科会を「学力定着プロジェクトチーム」として位置づけ、学力向上に向けた小中合同の取組を協議する。第三小学校の教員が第六中学校での放課後補習教室に日常的に参加し、小中の指導の連携を図り、小中の接続の部分での課題を見付け対応を協議する。
- ④特別支援分科会及びいじめ対策分科会において生徒や家庭の状況、指導の経過の情報共有を図る。
- ⑤第三小学校の児童を第六中学校の教員が指導する三小・六中ティーチャーズネットを実施する。

イ 学力向上の取組

- ①低・中・高学年ごとに児童の実態や発達段階を踏まえて作成した三小版「家庭学習ガイド」を4月の保護者会で配布し、6月、11月の家庭学習週間に家庭との連携を通して児童の基礎学力を育む。
- ②学校司書や保護者ボランティアを活用した読書指導や図書館の整備を一層進め、年3回の読書週間を活用し、図書館の本の年間100冊(低)、1万ページ(高)読破をめざす。
- ③習得目標問題の定着が十分でない児童の確実な学力定着にむけて、ドリル型学習コンテンツを活用するとともに、年間15回の補習タイムを設ける。

ウ その他

- ①東京都人権尊重教育推進校(2年目)として「自分も人も大切にすることの育成」を継続テーマとし、全教育活動を通して自他を認め合う態度や自尊感情を高め、その成果を研究発表会で報告する。
- ②学び、遊び、図書の利用者ボランティアを中心とする「三小学びの支援ネットワーク」を充実させるとともに、放課後子ども教室等の他の団体との連携を高め、保護者や地域の方と共に児童を育てる「共育」を推進する体制を充実させる。
- ③1人1台の学習用端末をより日常的かつ効果的に活用するために、OJT研修等でICTを活用した指導力の向上を図る。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	20	22	14	5	20	21	20	17	17	19	15	207
2	17	20	22	14	5	20	21	20	17	17	19	15	207
3	17	20	22	14	5	20	21	20	17	17	19	15	207
4	17	20	22	14	5	20	21	20	17	17	19	15	207
5	17	20	22	14	5	20	21	20	17	17	19	16	208
6	17	20	22	14	5	20	21	20	17	17	19	15	207
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業日 7月22(土)から8月24日(木)まで ・開校記念日9月4日(月)は授業日とする。 ・3月の授業時数については、第1学年から第4学年は卒業式に参加しないため、第6学年は修了式に参加しないため1日減となる。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動(学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	3	3	3	3	3	3
	委員会活動					1 1	1 1
クラブ活動					2 0	2 0	2 0
学校行事		30 1/3	32	31 2/3	30 2/3	50	61 1/3
学級・学年の裁量の時間		25	15	9	9	7	7

イ 1単位時間

- * 1単位時間は45分とする。
- * クラブ活動における1単位時間は60分とし、15回実施する。

ウ 授業時数の確保に関する手だて

- * 「短い時間を活用した教科等指導」を実施する。

第1学年	毎週火・金	8時20分から15分実施	60回	年間総時数20時間
第2学年	毎週火・金	8時20分から15分実施	60回	年間総時数20時間
第3学年	毎週火・金	8時20分から15分実施	60回	年間総時数20時間
第4学年	毎週火・金	8時20分から15分実施	60回	年間総時数20時間
第5学年	毎週火・金	8時20分から15分実施	60回	年間総時数20時間
第6学年	毎週火・金	8時20分から15分実施	60回	年間総時数20時間

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

- * 第3学年から第6学年の総合的な学習の時間の調査活動を位置付ける。

第3学年	「八王子市が『桑都』とよばれるひみつをさぐる」	10時間
第4学年	「はちおうじで受け継がれている伝統文化やお祭りを調べよう」	10時間
第5学年	「八王子の自然を守れ！～今わたしたちにできること～」	10時間
第6学年	「日光について調べよう」	10時間

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- * 朝読書の時間を読書週間の火・金8時20分から15分程度設定する。
- * 年15回の補習タイム、夏季休業中に3回補習教室を設定する。

カ その他

- * 英語学習を第1学年・第2学年で6時間設定する。

4 学校行事

月 曜 日	4		5		6		7		8		9	
	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事
1	土		月	避難訓練(地域)	木		土		火		金	移動教室(6)終
2	日		火		金		日		水		土	
3	月		水	憲法記念日	土		月	いのちの日 安全指導	木		日	
4	火		木	みどりの日	日		火		金		月	開校記念日 安全指導
5	水	春季休業日終	金	こどもの日	月	安全指導	水	避難訓練	土		火	
6	木	始業式 入学式	土		火		木		日		水	
7	金		日		水		金		月		木	
8	土		月		木	小中一貫教育の日	土		火		金	
9	日		火	市学力定着度調査(4,5,6)	金		日		水		土	
10	月	定期健康診断始 安全指導	水		土		月		木		日	
11	火	避難訓練	木	安全指導	日		火		金	山の日	月	
12	水		金		月	水泳指導始	水		土		火	避難訓練
13	木		土	学校公開 学校説明会 セーフティ教室(4,5,6)	火		木		日		水	
14	金		日		水	学校公開 学校説明会	金		月		木	
15	土		月	振替休業日	木	保幼小連携の日	土		火		金	
16	日		火		金		日		水		土	
17	月		水		土		月	海の日	木		日	
18	火	全国学力調査(6)	木		日		火		金		月	敬老の日
19	水		金		月	避難訓練	水		土		火	
20	木	セーフティ教室(1,2,3)	土		火		木	水泳指導終	日		水	
21	金		日		水		金	終業式	月		木	
22	土		月		木		土	夏季休業日始	火		金	
23	日		火		金		日		水		土	秋分の日
24	月		水		土		月		木	夏季休業日終	日	
25	火		木		日		火		金	始業式	月	
26	水	遠足(2)	金		月		水	保幼小連携の日	土		火	
27	木		土	運動会	火		木		日		水	
28	金	遠足(1)	日		水		金		月		木	
29	土	昭和の日	月	振替休業日	木		土		火		金	
30	日		火		金	定期健康診断終	日		水	移動教室(6)始	土	
31	/		水		/		月		木		/	

月 曜 日	10	11	12	1	2	3
曜 日	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事
1	日	都民の日	水		金	月 元日
2	月	安全指導	木		土	火
3	火		金	文化の日	日	水
4	水		土	東京都教育の日	月	安全指導
5	木		日		火	市学力定着度調査(4、5、6)
6	金		月	安全指導	水	土
7	土		火		木	日 冬季休業日終
8	日		水		金	月 成人の日
9	月	スポーツの日	木		土	火 始業式
10	火	避難訓練	金		日	水
11	水	小中一貫教育の日	土		月	木 安全指導
12	木		日		火	避難訓練
13	金		月		水	土
14	土		火		木	日
15	日		水		金	月
16	月		木		土	火
17	火	遠足(3、4)	金	展覧会(始)	日	水
18	水		土	展覧会(終)	月	木 避難訓練
19	木		日		火	金
20	金		月	振替休業日	水	土
21	土	学校公開	火		木	日
22	日		水	避難訓練	金	月
23	月	振替休業日	木	勤労感謝の日	土	火
24	火		金		日	水
25	水		土		月	終業式
26	木		日		火	冬季休業日始
27	金		月	移動教室(5)始	水	土
28	土		火	移動教室(5)終	木	日
29	日		水		金	月
30	月		木		土	小中一貫教育の日
31	火		金		日	水